

「秦野市優良事業所等認定制度」を創設 事業系一般廃棄物の減量を推進します

はだのクリーンセンター1施設体制に移行するため、事業系一般廃棄物については、令和7年度末までに、平成29年度処理実績比5%（420トン）減とすることを目標としています。

このため、事業系一般廃棄物を排出する市内全事業所（約3,200社）を対象とした訪問調査により、取組状況の聞き取りや分別指導を行っていますが、更なる減量のため、適正処理や資源化等に積極的に取り組む事業者を認定する「秦野市優良事業所等認定制度」を、3月17日から開始しました。



1 認定の流れ

市内に事業所がある事業者及び市が許可をした一般廃棄物収集運搬許可業者（市外本社含む）から提出された申請書の内容を確認し、現地調査の後、認定基準に基づいて決定します。認定期間は2年間で、更新制度があります。

2 認定制度で定める主な評価項目

(1) 排出事業者

- ア 食品ロス対策やプラごみ減量などの取組みによるごみの発生抑制
- イ 生ごみや古紙などのリサイクルの推進
- ウ 事業所内での分別の徹底

(2) 収集運搬許可業者

- ア 法令遵守
- イ ごみの分別やリサイクル活動の推進
- ウ 社会貢献活動の実施

3 認定事業者の種類

(1) 秦野市分別・リサイクル優良事業所

適正処理や資源化に積極的に取り組む事業者

(2) 秦野市優良収集運搬許可業者

分別・リサイクル活動により積極的に取り組む秦野市一般廃棄物収集運搬許可業者

4 認定看板の交付

優良事業所として認定した事業者には、秦野産のスギで作成した認定看板を交付します。認定事業所は、市のホームページで紹介します。

5 事業者の減量の取組事例



分別用のごみ箱の設置、啓発ポスターの掲出



担当者が混入したごみを分別し異物を除去



生ごみをバイオマス発電の燃料としてリサイクル

問い合わせ

環境資源対策課業務管理担当 電話0463(82)4401